

# 奥羽大学公的研究費内部監査要綱

（平成19年11月1日  
制 定）

## （目的）

第1条 奥羽大学(以下「本学」という。)における公的研究費取扱規程第11条に基づき、内部監査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この要綱において「研究代表者」とは、本学の教職員で公的研究費の交付を受けている研究者をいう。

## （監査の実施）

第3条 学長は、本学における公的研究費の執行状況を把握し、当該公的研究費の適正な使用を確保するため、財務部職員(以下「監査員」という。)をもって、公的研究費に係る内部監査を実施させるものとする。

## （監査の区分）

第4条 監査区分は、毎年度定期的に実施する定期監査、特別監査及び必要に応じて臨時に実施する臨時監査とする。

## （監査の協力）

第5条 研究代表者及び財務部長は、内部監査の実施に協力しなければならない。

## （監査の方法）

第6条 監査員は、帳簿、書類又は物品等について監査し、その事項のうち明瞭を欠くものがあるときは当該関係者に質問し、必要があると認められるときは顛末書をとることができる。

## （監査の報告）

第7条 監査員は、当該監査上重大な事項があると認めた場合は、直ちに書面をもって、学長に報告しなければならない。

2 監査員は、当該監査終了後、すみやかに内部監査報告書を作成し、学長に提出しなければならない。

## （事務）

第8条 この内部監査に関する事務は、財務部において処理する。

## （補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。